

平成29年（納）第2号

課 徴 金 納 付 命 令 書

東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

同代表者 代表取締役 新 野 隆

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）は、課徴金として金11億5517万円を平成29年9月4日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

日本電気は、別添平成29年（措）第1号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載の機器（以下「特定消防救急デジタル無線機器」という。）について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 日本電気は、特定消防救急デジタル無線機器の製造業を営んでいた。

イ 日本電気が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、当該

違反行為に基づき日本電気が最初に入札に参加した特定消防救急デジタル無線機器の入札日である平成22年7月9日であると認められる。また、日本電気は、平成24年5月10日以降、当該違反行為を行っておらず、同月9日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、日本電気については、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は、平成22年7月9日から平成24年5月9日までとなる。

ウ 前記実行期間における特定消防救急デジタル無線機器に係る日本電気の売上額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第6条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙3記載の物件に係る110億169万円である。

- (2) 日本電気は、公正取引委員会による調査開始日である平成26年11月18日から遡り10年以内に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）附則第2条のなお従前の例によることとする規定により、同法による改正前の独占禁止法第54条の2第1項の規定による審決（平成16年（判）第11号）を受けており、最高裁判所平成24年（行ツ）第182号及び平成24年（行ヒ）第216号平成25年11月12日第三小法廷決定で当該審決が確定しているため、当該審決は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）附則第7条第1項の規定により、独占禁止法第7条の2第1項の規定による命令であって確定しているものとみなされる。したがって、日本電気は、独占禁止法第7条の2第7項第1号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者である。
- (3) 日本電気は、独占禁止法第7条の2第11項第2号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である平成26年11月18日前に、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号。以下「課徴金減免規則」という。）第1条に定めるところにより、単独で、前記1の違反行為をした事業者のうち3番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者であり、課徴金減免規則第2条に規定する提出期限までに、課徴金減免規則第3条及び第6条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者である。また、日本電気は、公正取引委員会による調査開始日で

ある平成26年11月18日以後において、当該違反行為をしていた者でない。したがって、日本電気は、独占禁止法第7条の2第11項第2号及び第4号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者である。

- (4) 日本電気が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定により、前記110億169万円に100分の15を乗じて得た額から、同条第11項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し、同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された11億5517万円である。

よって、日本電気に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年2月2日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

## 別紙 1

消防救急デジタル無線機器（多重無線装置，空中線，電源装置，冷暖房装置，印刷機器等の機器のほか，据付工事，鉄塔の建設工事等の工事を含めて発注される場合には当該機器等を含む。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	消防救急無線	電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の別紙2第2の2（4）で定められた審査を受けた無線局を利用した無線通信であって、消防職員が消防業務及び救急業務の活動を行うためのもの
2	消防救急デジタル無線機器	SCPC方式のデジタル通信方式（1の搬送波当たりのチャンネル数が1の方式のデジタル通信方式をいう。）により、260MHz帯の周波数帯を使用する消防救急無線のためのシステムを構成する基地局無線装置、無線回線制御装置、車載型無線装置、卓上型無線装置、携帯型無線装置、可搬型無線装置、遠隔制御装置及び管理監視制御装置
3	納入予定メーカー	発注物件を自ら落札し、又は代理店等に落札させるなどして、もって自ら製造した又は自社の子会社等に委託して製造させた消防救急デジタル無線機器（株式会社富士通ゼネラルが富士通株式会社から委託を受けて製造した消防救急デジタル無線機器を含む。）を納入すべき者

## 別紙 3

## 課徴金算定対象物件一覧

番号	消防本部等名	物件名	入札日等
1	千葉県	消防救急無線整備工事	平成22年9月14日
2	京都市消防局	消防救急デジタル無線システム実証試験に係る無線装置整備(調達等含む。)業務【京都市消防本部】の請負	平成22年10月1日
3	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	消防救急デジタル無線システム実証試験に係る無線装置整備(調達等含む。)業務【鳥取県西部広域行政管理組合消防局】の請負	平成22年10月1日
4	春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	消防救急デジタル無線システム実証試験に係る無線装置整備(調達等含む。)業務【春日大野城那珂川消防組合消防本部】の請負	平成22年10月1日
5	倉敷市消防局	倉敷市消防局消防・救急デジタル無線整備事業	平成23年5月13日
6	福島市消防本部	消防救急デジタル無線整備業務委託	平成23年11月8日
7	黒川地域行政事務組合消防本部	平成23年度消防救急無線施設・設備(デジタル通信方式)整備工事	平成24年2月8日
8	滝川地区広域消防事務組合消防本部	消防救急デジタル無線設備一式	平成24年4月26日
9	丸亀市消防本部	消防救急デジタル無線整備事業業務委託	平成24年4月27日